

# 使用前確認申請書

関原発第551号

2024年 3月 7日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社

執行役社長 森 望

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の11第3項の規定により次のとおり使用前事業者検査の確認を受けたいので申請します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名称 関西電力株式会社 住所 大阪市北区中之島3丁目6番16号 代表者の氏名 執行役社長 森 望
発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地	名称 高浜発電所 所在地 福井県大飯郡高浜町田ノ浦
申請に係る発電用原子炉施設の概要	高浜発電所第4号機 発電用原子炉施設に係るもの 原子炉冷却系統施設 一次冷却材の循環設備 蒸気発生器 計測制御系統施設* *原子炉冷却系統施設のうち一次冷却材の循環設備の蒸気発生器を、計測制御系統施設のうちほう酸注入機能を有する設備として兼用し、重大事故等時に流路として使用する。
法第43条の3の9第1項若しくは第2項の認可年月日及び認可番号又は法第43条の3の10第1項の規定による届出をした年月日	設計及び工事の計画の届出年月日 2024年1月31日
使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所	工事の工程 構造、強度又は漏えいに係る検査（表1） 期日 自 2024年 3月22日 至 2024年 5月 場所 高浜発電所
	工事の工程 燃料体を挿入できる段階の検査（表5） 期日 自 2024年 3月22日 至 2024年 5月 場所 高浜発電所
	工事の工程 臨界反応操作を開始できる段階の検査（表6） 期日 自 2024年 3月22日 至 2024年 5月 場所 高浜発電所
	工事の工程 工事完了時の検査（表7） 期日 2024年 5月 場所 高浜発電所

	工事の工程 品質マネジメントシステムに係る検査（表9） 期日 自 2024年 3月22日 至 2024年 5月 場所 高浜発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	2024年 5月
原子炉本体に係る工事の場合であって、原子炉本体を試験のために使用するとき、又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であって、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときあつては、その使用の期間及び方法	—


（手数料 金 593,500円）

添付資料－1：工事の工程に関する説明書

添付資料－2：工事の工程における放射線管理に関する説明書

添付資料－3：施設管理の重要度が高い系統、施設又は機器に関する説明書

工事の工程に関する説明書

年月 項目	2024年		
	3月	4月	5月
蒸気発生器伝熱管補修工事			▼ 定格熱出力運転 
	← 使用前事業者検査 (表1) →		
	← 使用前事業者検査 (表5) →		
	← 使用前事業者検査 (表6) →		
			← 使用前事業者検査 (表7) →
	← 使用前事業者検査 (表9) →		

## 工事の工程における放射線管理に関する説明書

## 1. 検査に伴う放射線管理

## (1) 検査に係る作業区域の区画及び汚染拡大防止

- a. 蒸気発生器水室入口付近については、グリーンハウスを設置し、局所排気を行うとともに、立ち入る場合は防保護具を着用する等、適切な区画及び汚染拡大防止策をとる。
- b. 管理区域内の上記以外の場所においては、表面汚染密度等の環境条件に応じて、適切な汚染拡大防止策をとる。

## (2) 検査中の放射線管理

検査中は放射線管理専任者が、検査を行う者に対して適切な被ばく管理を行う。

## (3) 個人被ばく管理

被ばく線量はガラスバッジ及び警報付デジタル線量計を用いて測定する。

## 2. 検査場所の区域区分

4号機 原子炉格納容器

## (1) 汚染区分

A区域 汚染のおそれのない区域

B区域 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日 原子力規制委員会告示第8号）に定める表面密度限度及び放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えるおそれのない区域

## (2) 線量当量率区分

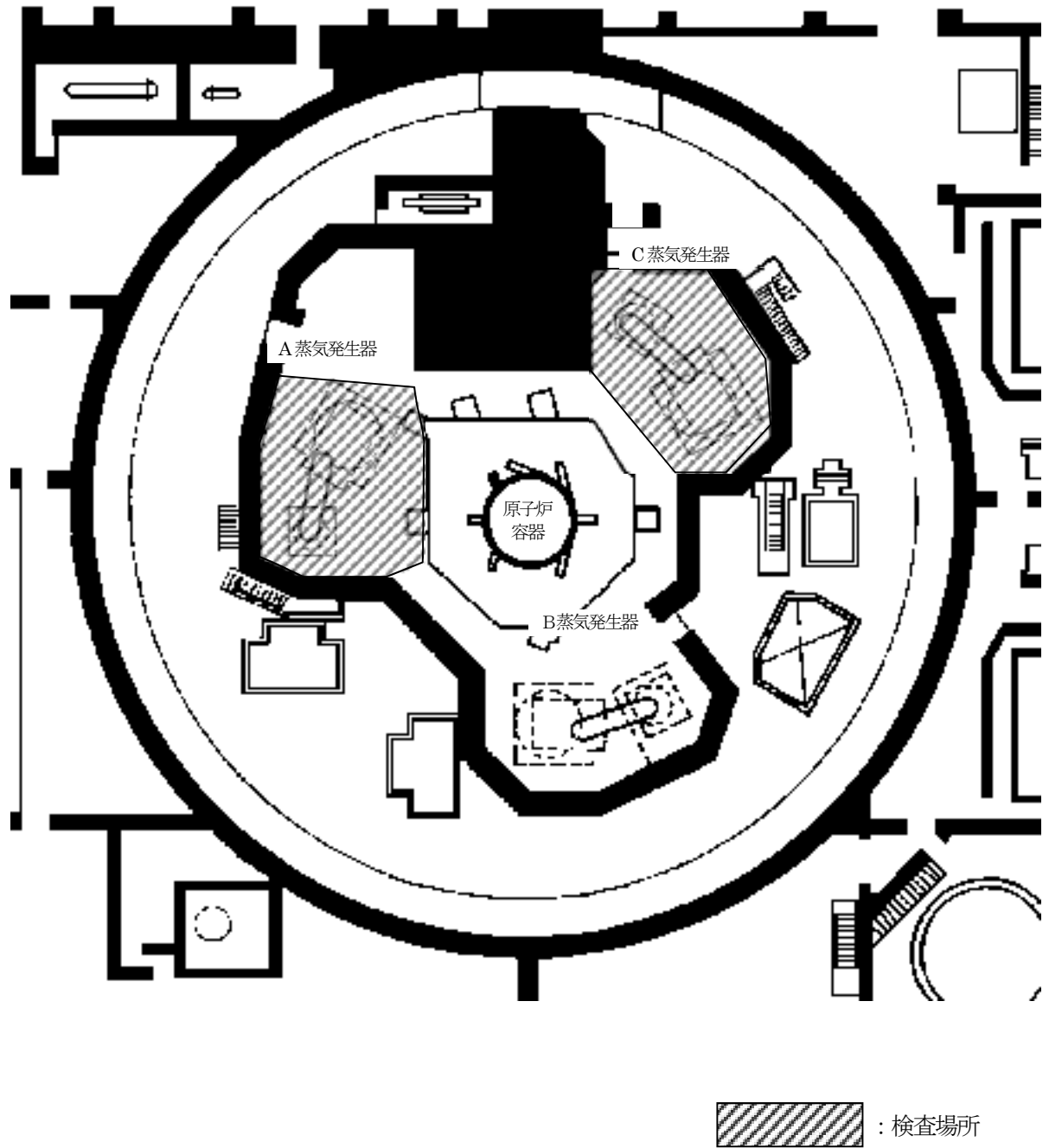
1区域 0.1 mSv/h 以下の区域

2区域 0.1 mSv/h を超え、1 mSv/h 以下の区域

## 3. 管理区域検査場所図

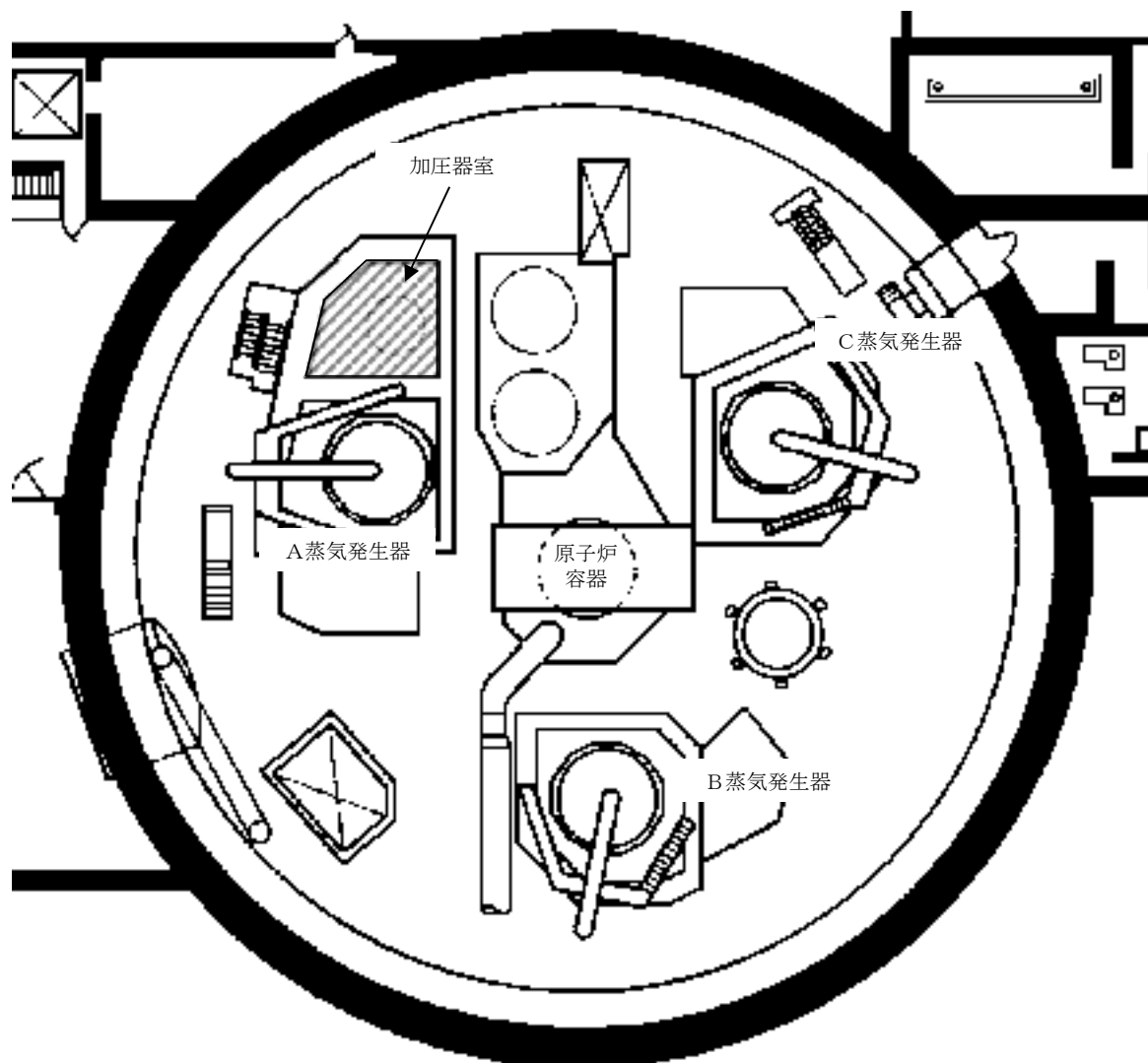
別添参照

# 検査場所図



高浜発電所第4号機 原子炉格納容器 EL. 17.5m、21.0m

# 検査場所図



 : 検査場所

高浜発電所第4号機 原子炉格納容器 EL. 32.8m

(加圧器トップ)

## 施設管理の重要度が高い系統、施設又は機器に関する説明書

発電用原子炉施設における施設管理の重要度は、法第43条の3の9第1項の規定に基づく設計及び工事の計画における、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」等に従い、原子炉施設の安全上の重要性に応じ、下表「グレードの区分」に従い管理を行う。

重要度		グレードの区分
原子炉施設	○クラス1の設備に係る工事 ○クラス2の設備に係る工事 ○クラス3の設備及びその他設備のうち、発電への影響度区分が「その故障がプラント稼働にほとんど影響を及ぼさない設備」を除く設備に係る工事	Aクラス 又は Bクラス
	○上記以外の設備に係る工事	Cクラス
原子炉施設のうち 重大事故等 対処施設	○特定重大事故等対処施設 ○重大事故等対処設備（常設設備）	SA常設
	○重大事故等対処設備（可搬設備）	SA可搬（工事等含む） 又は SA可搬（購入のみ）

本申請において使用前確認を受けようとする対象施設のうち、重要度が高い機器としてAクラス及びSA常設の機器があり、別紙－1にその一覧を示す。

## グレード区分 Aクラス及びS A常設の機器一覧

発電用原子炉施設の種類	機器の名称
原子炉冷却系統施設 一次冷却材の循環設備	蒸気発生器